

平成 30 年 4 月 1 日号

## 消費生活 Q&A

Q 「土地を高値で買い取る」と話を持ち掛けられたが、トラブルにならないだろうか。

A 将来の値上がりの見込みがほとんどないような原野や山林などの土地を、値上がりするように偽って販売する手口を「原野商法」といいます。過去に原野商法の被害にあった消費者やその原野を相続した消費者が再度被害にあう「二次被害」に関する相談が全国的に多数寄せられています。原野等の土地の売却契約をする際、業者は「手続き費用」や「税金対策」などさまざまな名目でお金を支払うよう要求します。しかし、契約書を確認すると、売却契約と同時に高い値段の別の原野等の土地を購入させられたことになっていたという例がたくさんあります。高齢者がトラブルにあうケースが多く、支払総額も高額化しています。一度支払った金銭を取り戻すことは困難です。電話や自宅への訪問で、原野や山林などを買い取るとの話があっても、きっぱり断りましょう。

問合せ・・・消費生活センター ☎（４２２）２１５５